

委員要求資料

平成20年11月

農林水産省

- 1 カドミウム含有米の横流れ防止のための着色について
- 2 輸入米、国産米が事故米になった場合の流通させないための措置について
- 3 篩下米の実態について
- 4 MA米の入札制度について

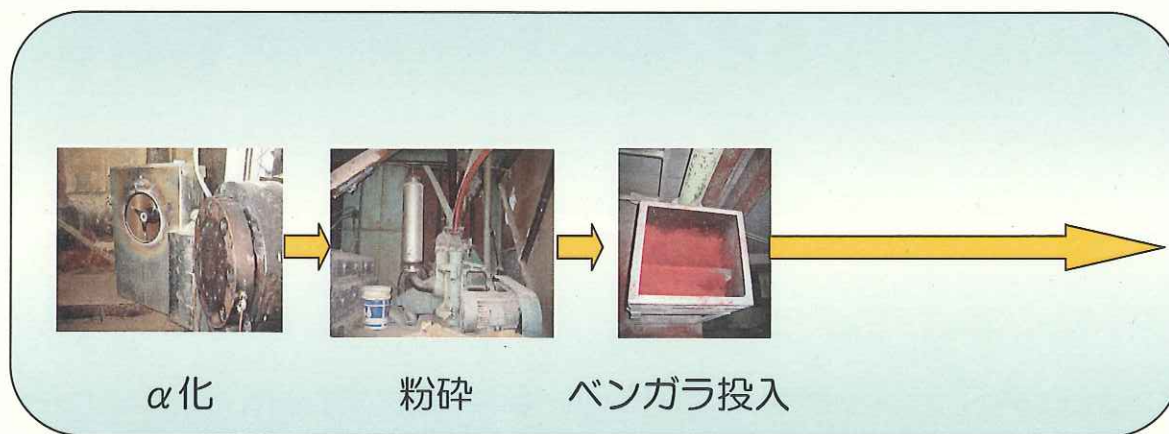
○カドミウム含有米の横流れ防止のための着色について

- イタイイタイ病を契機にカドミウムによる環境汚染が問題となり、食品衛生法の基準は1.0ppm以上であるものの、昭和45年に食糧庁長官が、0.4ppm以上1.0ppm未満の米は政府が買上げるが、消費者には供給しない旨を国会で説明。
- これを踏まえ、ベンガラ（三二酸化鉄）による着色などの横流れ防止を措置した上で、合板接着剤の増量材として販売。

① カドミウム含有米を粉砕・着色するための加工処理に係る経費 16,200円/トン

(注1) 合板接着剤の増量材用の米穀粉に加工処理するため、カドミウム含有米（玄米）をアルファ化（糊化）し粉砕の上、ベンガラ（三二酸化鉄）で着色して米穀粉に加工するまでの経費
(注2) うち、ベンガラの着色経費は100円/トン

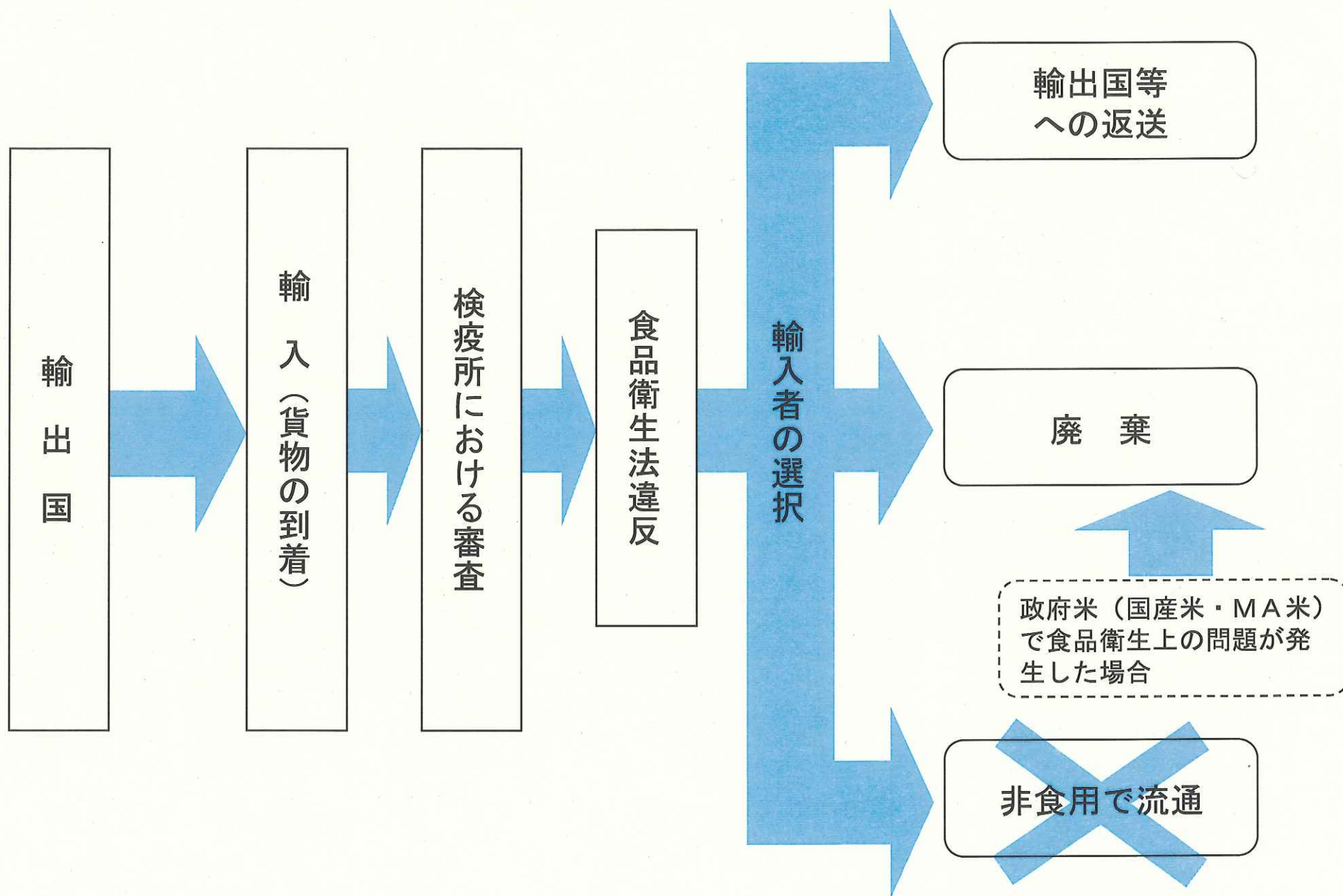
② 加工処理工程



③ 着色の効果 食用の米穀粉（白色）と 見た目で容易に区別可能



○輸入米、国産米が事故米となった場合の流通させないための措置について



○輸入米が事故米となった場合の流通させないための措置について

○ 事故米穀を国内市場に流通させないための「輸入米穀買入委託契約書」等の見直しについて

食品衛生上問題がある米穀を輸入させないため、以下のとおり「輸入米穀買入委託契約書」を改正した。

主な改正内容

(事故品等の区分及び処理)

第15条 甲は、第10条の輸入手続又は前条の検査において、食品衛生上問題があると認められたもの（以下「事故品」という。）については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

2 甲は、船舶又は沿岸の荷役作業中にこぼれ落ちたものをはき寄せたもの等であって、土砂、石、きょう雑物、異物、砕粒（砕精米の規格の砕粒を除く。）等を多く含んだもの又は土、砂、油分その他によって汚損された粒を多量に含んだもの（以下「荷粉品」という。）については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

3 甲は、事故品又は荷粉品に区分されたものについては、買入れを行わないものとする。

4 乙は、事故品又は荷粉品として区分されたものについては、次のいずれかの方法により処理を行い、国内に流通させないものとする。

この場合において、当該処理を実施するために必要な費用については、乙の負担とする。

(1) 積戻しによる輸出国等への返送

(2) 廃棄物としての処理

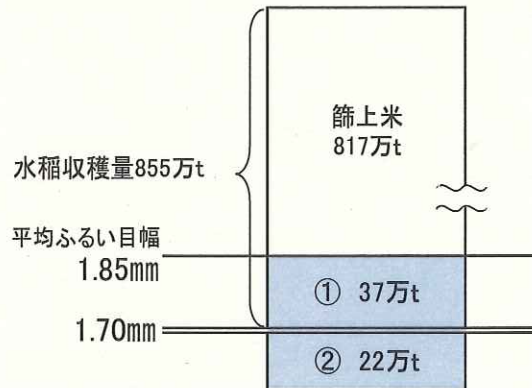
5 乙は、前項に掲げる処理を行うときは、付録1に定める処理計画を甲に提出するものとする。

注：甲は総合食料局長、乙は商社である。

○ 篩下米の実態について

- 米生産量の統計データは、1.7mmの篩にかけた際、篩上に残ったもの。この際の篩下米は生産量にカウントされていない。
- 一方、各産地では、品質管理等の観点から、それぞれ1.8mm～2.0mm程度の篩を用いて、篩上のものを主食用として販売。
- 篩下米については、
 - ・ 1.7mm未満のものは、主として加工用(米菓、味噌、焼酎等)
 - ・ 1.7mm～1.8ないし2.0mmのものは、主として加工用や再選別されて主食用に仕向けられているといわれている。

○ 篩下米の生産量(18年産推計)



○ 生産量の推移

(単位:万t)

	16年産	17年産	18年産
水稻収穫量	872	906	855
篩上米	817	861	817
篩下米			
①	55	45	37
②	28	25	22

注: 篩下米の数量は推計値。

○ 農家等が使用した選別ふるい目幅の分布(18年産)

(単位: %)

全国農業地域	計	2.0mm以上	1.90mm	1.85mm	1.80mm	1.75mm	1.70mm
全 国	100.0	2.2	25.0	38.1	28.8	5.1	0.8
北 海 道	100.0	27.4	61.9	10.6	-	0.1	-
東 北	100.0	-	75.4	22.9	1.7	-	-
北 陸	100.0	1.5	26.9	65.3	6.0	0.2	0.1
関 東・東 山	100.0	0.2	3.0	40.2	39.0	15.8	1.8
東 海	100.0	0.2	9.7	40.6	44.0	3.8	1.7
近 畿	100.0	2.2	6.1	35.5	46.8	9.0	0.4
中 国	100.0	0.6	7.4	71.1	19.9	0.7	0.3
四 国	100.0	-	1.0	11.4	74.2	12.1	1.3
九 州	100.0	-	2.9	36.1	54.4	5.0	1.6

資料: 農林水産省「作物統計」

注: 18年産水稻作況標本筆農家からの聞き取り結果。

○ ミニマム・アクセス米輸入の入札システム

MA米は、農林水産省が自ら輸入し、農林水産省のリスク負担の下に販売を行う一般輸入と、輸入業者と国内の実需者がペアで入札に参加するSSB方式により輸入。

○ 一般輸入

産地国を指定

売却実績、卸・実需者等への意向調査等により国内需要を把握し、産地及び規格（※）を指定して入札

グローバルテンドー（産地国指定なし）

産地は指定せず、規格のみを指定して入札

○ SSB 輸入

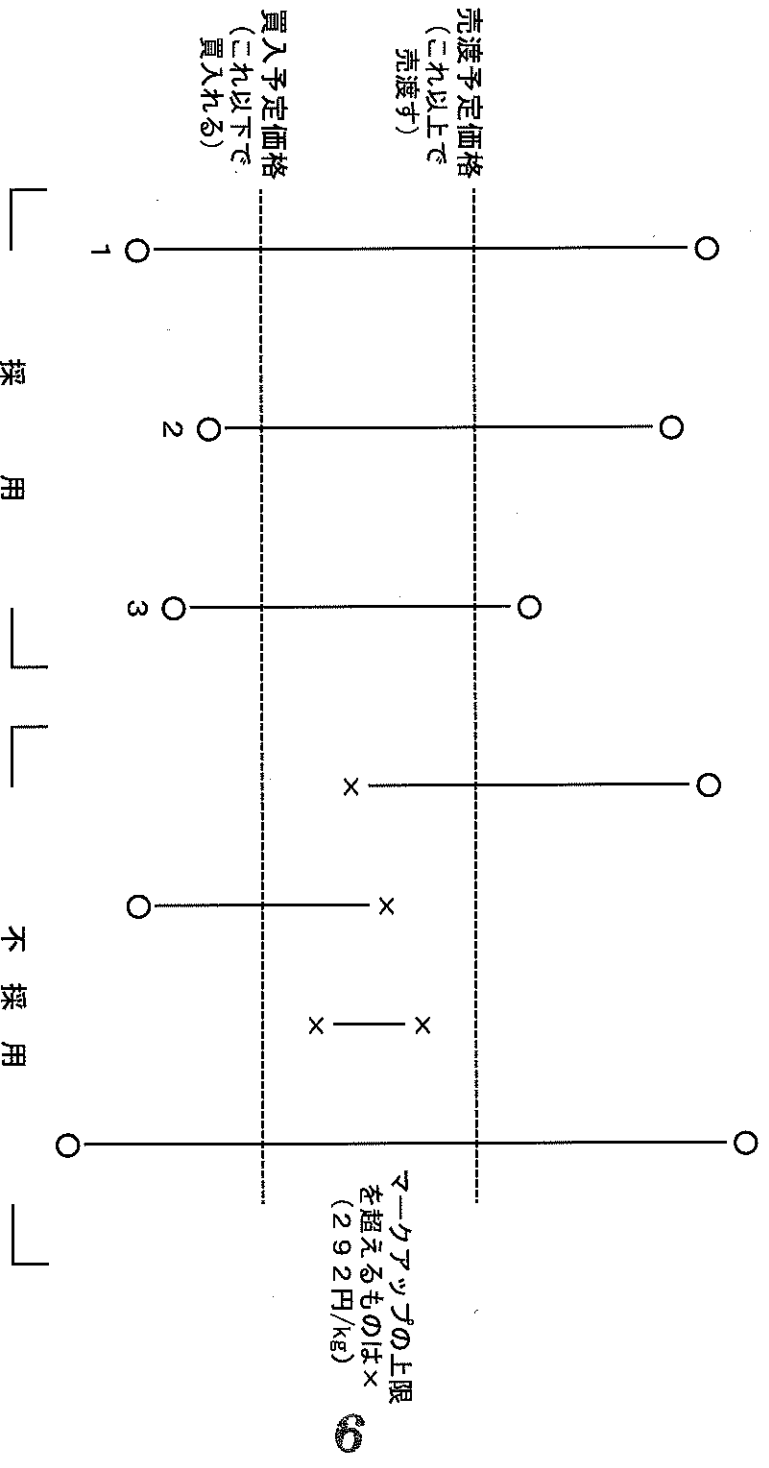
産地も規格も指定せず入札。輸入業者と卸等がペアで応札し、マーケット（輸入差益）の大きい方から落札

※ 規格とは、種類（長中短粒種の別、うるち・もちの別）及び品位（とう精度、水分、異物混入率、被害粒混入率など）。

SBS方式について (売買同時入札方式)

輸入業者と卸売業者等がペアで応札し、マークアップ(売買差額)の大きい方から落札。

(1) 売買予定価格の上下限をクリアー



(2) (1)の採用札のうち、売買差額の大きいものから、順次契約予定数量に達するまでのもの